

# 性的指向および性自認を理由とする わたしたちが社会で直面する困難のリスト

2015年4月5日

LGBT法連合会

(性的指向および性自認等により困難を抱えている  
当事者等に対する法整備のための全国連合会)

## 概要

### 【1. 困難の全体傾向】

法制度や諸手続きにおいて、性的指向や性自認の多様性が想定されていない。このことが、様々な面において明確に表れている。

- 様々な法制度や、性別の記載、男女別の取り扱いによって、性自認および性別違和に基づいた、さまざまな困難が引き起こされている。
- 「教育」に関しては、細部にわたり「性的指向」と「性自認」の両方について、当事者やその周囲（家族など）が困難を訴えている。
- 「就労」期（労働分野）においては、ハラスメントもさることながら、雇用の全てのステージに関して困難が生じている。
- 「カップル」の形成・維持・解消の各場面に関して、多様な「性的指向」と「性自認」に法制度が対応していないために、様々な困難が生じている。
- 「高齢者」に関しては、社会福祉分野で理解が欠如している。また、地域社会に参画する際の課題や、後見人制度などの不備が指摘された。
- 全年齢にまたがる事項としては、差別・暴力・ハラスメントの事例について、多数の具体的な例が寄せられた。また、医療・地方・メディア・行政サービス・社会保障などの各分野において、差別は、当事者に困難を引き起こすだけでなく、その家族など周囲の人びとにも困難を強めている。

### 【2. 困難の背景】

困難の背景には、「性別は男女のみであり、恋愛対象は異性のみ」という人々の意識がある。この意識によって、多様な「性的指向」と「性自認」を想定していない法制度や社会構造を生んでいる。さらに、こうして生まれた法制度や社会構造が、その意識を強化している。

- 多くの人々がLGBTの存在を否定する意識を持つことで、社会的な規範となり、当事者を社会制度から排除することになっている。また、こうした規範や社会制度は、日常のさまざまな場面で、繰り返し繰り返し、当事者に否定的なメッセージを送っている。
- 結果として、政府の「自殺総合対策大綱」でも示されているように、LGBTは自殺リスクが高

い集団となっている。

### 【3. 困難への対処のあり方】

さまざまな性的指向及び性自認を想定した施策や制度を早急に実現し、困難を解消することが必要である。

- 性別記載や男女別取り扱いの合理性について十分に検討し、合理性の乏しいものについては撤廃すべきである。
- 教員など教育関係者に対しては、「性的指向」・「性自認」に関する啓発や研修を十分に行い、差別やハラスメントを防止・禁止することが欠かせない。さらに、それにとどまらず、さまざまな手続きや進路指導においても見直しが必要である。子どもに対する各制度の整備はもちろんのこと、教育関係者および家族など周囲の人びとへの支援も急務である。
- 職場における差別的取り扱いやハラスメントは、雇用の全ステージにおいて禁止されるべきであり、防止措置も重要である。
- カップルの形成、維持、解消に関しても多様な「性的指向」・「性自認」を想定した法制度を実現すべきである。現在の法制度や取扱いの中で、LGBT に対し合理性を欠く差別的なものとなっているものは、早急に改善すべきである。
- メディアにおける LGBT 等への差別的表現は、可能な限り規制すべきである。
- ハラスメント被害者や暴力被害者への支援体制の整備が急務である。
- 医療については、生命に関わる問題であり、緊急に措置を講ずるべきである。

※本リスト作成にあたり、公刊されているさまざまな資料も参考にさせていただきました。感謝申し上げます。

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

		困難	A)子ども (就学期 等)	B)就労 期	C)高齢	D)生涯	E)周囲 への支 援	小項目	所管省庁	性的 指向	性自 認・性 別違 和
Aライフステージ:子ども、就学期を中心として											
1	A-1	学校において性の不一致や同性愛指向についておかしいものと話したり、存在しないとしたり、笑いのネタにしたり、当然に排除されるものという扱いにする、先生の場合はそのように教えてしまう。時にはそれが暴力に発展した。 【事例】 ・ 仕草が女みたいだと言われた ・ 柔道部に無理矢理入部させられた ・ 男らしさが足りないと、女物の下着をはかせて写真を撮られた ・ 登校中にきれいな色の服をすべて捨てられた ・ 髪を伸ばしていたら、無理やり坊主刈りにさせられた。 ・ 日記を読まれ、同性の友達との仲を裂かれた ・ そんなんでは堅気の仕事にはつけないと言われた ・ 同性にラブレターを出したら相手の親が学校に通報、先生に咎められた	1				1	学校	法務省・厚労省・内閣府・文科省・警察庁	○	○
2	A-2	学籍簿の性別や氏名が、(自認の性別・通名でなく)戸籍・住民票に基づいているため、別人と疑われたり、性同一性障害であることが周囲に知られたり、同級生などから仲間はずれにされたりする。	1					学校	文科省		○
3	A-3	学生証に性別欄があるため、見た目の性別と違おうとして、別人と疑われたり、性同一性障害であることが周囲に知られたりする。	1					学校	文科省		○
4	A-4	医療施設や福祉施設での実習の際に、学校から実習先に説明や配慮の依頼がないために、更衣室や名札などの使用で苦痛を覚え、また実習先の職員や患者・施設利用者から不快な言動をされた。	1					学校	文科省		○
5	A-5	卒業証明書・卒業見込証明書や成績証明書に性別欄があるため、見た目の性別と違おうとして、性同一性障害であることが就職活動先に知られたり、採用面接で不快な質問をされたり、採用試験で落とされたりする。	1					学校	文科省・厚労省		○
6	A-6	卒業証明書・卒業見込証明書や成績証明書に性別欄があるため、卒業後に戸籍の性別を変更した場合には、学校の証明書と戸籍上の性別とが異なるために、性同一性障害であることが就職活動先に知られたり、採用面接で不快な質問をされたり、採用試験で落とされたりした。	1					学校	文科省		○
7	A-7	当事者の学校における扱いに関して、医師や教育関係者、研究者、当事者などを交えた検討委員会が設置されないことが多い。	1					学校	文科省		○
8	A-8	教育機関における当事者の受け入れに関する指針がなく、現場で十分な理解や対応が得られないことがある。	1					学校	文科省	○	○
9	A-9	教員など教育関係者に対するマニュアルやガイドブックがなく、学校で迅速で十分な理解や対応が得られない。	1					学校	文科省	○	○
10	A-10	教員など教育関係者に対して性別違和に関して研修がほとんど行われていない。	1					学校	文科省		○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

11	A-11	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、性別違和について研修を行った上で随時各学校を巡回させる体制がない。	1					学校	文科省			○
12	A-12	児童生徒に対して性別違和に関する正しい知識を学ぶ機会がないため、差別やいじめの一因となっている。	1					学校	文科省			○
13	A-13	学校において、児童生徒が気やすく相談や支援を受けることができる環境の整備。	1					学校	文科省	○	○	
14	A-14	文部科学省や教育委員会などに、各校を指導・支援する体制がない。	1					学校	文科省	○	○	
15	A-15	性自認や性的指向を理由に、学校で奇異の目にさらされる	1					学校	文科省	○	○	
16	A-16	学校で人と違うという理由だけでいじめの的になった。「男のくせに」「気持ち悪い」「ホモ」「おかま」「レズ」など差別的な言動で自尊感情を深く傷つけられた。	1					学校	内閣府・厚労省・文科省	○	○	
17	A-17	性自認や性的指向を理由としていじめられたが、教師が「お前が悪い」と言った。	1					学校	文科省	○	○	
18	A-18	特に二次性徴期のような多感な時期に、差別的言動によって希死念慮をともなうような心的外傷を引き起こした。	1					学校	文科省・内閣府	○	○	
19	A-19	学校で児童・生徒・学生が性自認や性的指向について誰にも話せず、メンタルヘルスを悪化して自殺に追い込まれた。	1					学校	文科省・内閣府	○	○	
20	A-20	学校のトイレ、更衣室など身体を見られるのでないかなどの心配や、他の人の身体が目に入ってしまうことに罪悪感を感じるなど、様々な使いづらさを抱えてた。	1					学校	文科省	○	○	
21	A-21	宿泊行事、健康診断、身体測定等身体の露出がある場面において、LGBTの子どもの想定・配慮がされておらず、身体を見る/見られることへの不快感など苦痛を感じた。	1					学校	文科省	○	○	
22	A-22	学校の制服、体操服などを戸籍性でしか利用できないなど配慮や工夫が欲しかった。	1					学校	文科省			○
23	A-23	特に性別違和のある児童/生徒/学生が男女で分けた授業や種目、体育祭、部活、合唱コンクールで自分のやりたいことを選択できなかつたりした。	1					学校	文科省			○
24	A-24	寮が戸籍上の男女でわかれており、LGBTの子どもへの想定・配慮がされていなかったために、そこに入ることに不安感を感じた。	1					学校	文科省	○	○	
25	A-25	性の不一致について先生、同級生などがおかしいものと話したり、存在しないとしたり、笑いのネタにしたり、それにまつわって性的な話を振られた、また当然に排除されるものという扱いにされた。先生の場合はそのように教えてしまうこともあった。またそれへの同調圧力があつた。	1					学校	文科省			○
26	A-26	性的指向について先生、同級生などがおかしいものと話したり、存在しないとしたり、笑いのネタにしたり、それにまつわって性的な話を振られた、また当然に排除されるものという扱いにされた。先生の場合はそのように教えてしまうこともあった。またそれへの同調圧力があつた。	1					学校	文科省	○	○	
27	A-27	先生、同級生などからの同調圧力:男女で色分けしたり、役割を決めていたりするため、本人が望まない色をあてがわれたり、好まない役割を担わされたりされた。「男らしさ」「女らしさ」を強制された。	1					学校	内閣府・厚労省・文科省	○	○	
28	A-28	性自認や性的指向を理由にしたいじめで教師に「お前も悪い」というようなことを言われた。自らも学内活動から身を引き孤立し、教育機関から孤立。学習が困難になった。	1					学校	文科省	○	○	
29	A-29	カミングアウトをしている教員がいないため、身近なロールモデルを見つける事が困難であった。	1					学校	文科省・厚労省	○	○	
30	A-30	体育などで過度な身体の接触を強制され不快に感じる事があつた。	1					学校	文科省	○	○	

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

31	A-31	学校教育としてのキャリア教育に性的マイノリティが想定されていないため、LGBTの児童・生徒・学生にとってロールモデルを見つけることが困難。	1				学校	文科省	○	○
32	A-32	学校教科書にLGBTがいないものとされた記述があり、自尊感情が深く傷ついた。	1				学校	文科省	○	○
33	A-33	学校でセクシュアリティについて適切な指導を受けることができなかった。	1				学校	文科省	○	○
34	A-34	学校において、LGBTの子どもからの相談・支援のための機関や居場所がない。また、スクールカウンセラーに知識が無く相談できなかった。	1				学校	内閣府・厚労省・文科省	○	○
35	A-35	地域において、LGBTの子どもからの相談・支援のための機関や居場所が無く相談できなかった。	1				学校	内閣府・厚労省・文科省	○	○
36	A-36	学校のパソコンルーム、図書館のパソコンのフィリングサービスで支援団体や相談窓口にもアクセスすることができなかった。	1				学校	文科省・総務省	○	○
37	A-37	図書室等子どもが情報を探せる場所にLGBTの資料や教材が不足している。また、間違った情報が載っていた。また借りたくても司書に差別、偏見があることを心配して借りる事ができなかった。	1				学校	文科省	○	○
38	A-38	幼稚園教諭など職員のLGBTに関する知識・意識がない。また、養成課程や研修の中で取り組まれていないため適切な対応が受けられなかった。	1				学校	文科省・総務省・人事院	○	○
39	A-39	こども園の職員のLGBTに関する知識・意識がない。また、養成課程や研修の中で取り組まれていないため適切な対応が受けられなかった。	1				学校	内閣府・文科省・厚労省	○	○
40	A-40	保護者からのクレームにより、性別違和、性的指向についての適切な授業を受ける事ができなかった。	1				学校	文科省	○	○
41	A-41	保育園、児童館、学童保育、児童養護施設の職員にLGBTに関する知識・意識がない。また、養成課程や研修の中で取り組まれていないため適切な対応が受けられなかった。	1				学校	厚労省	○	○
42	A-42	出生時に性別が判別できなかったため、未記入で提出したところ、記載を求められた。	1				子ども・身体の性	総務省		○
43	A-43	出生時の性別と異なる性自認をもつようになったため、(戸籍の)性別の変更を申し立てた。	1				子ども・身体の性	総務省		○
44	A-44	子どもの性別について疑問をもち、医療機関に相談したところ、子どもの性別の選択と手術を迫られた。	1				子ども・身体の性	厚労省		○
45	A-45	性別に関係する外科的手術が自分の同意なく行われた。	1				子ども・身体の性・家庭	厚労省		○
46	A-46	中高一貫の女子校に入学したが、男性の二次性徴があらわれはじめたため、戸籍を男性に変更したところ、退学を迫られた。	1				子ども・身体の性	文科省		○
47	A-47	親からビタミン剤だといわれて飲んでいた薬が、ホルモン剤であることがわかった。	1				子ども・身体の性・家庭	厚労省		○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

48	A-48	<p>家庭において親兄弟など周囲の人びとが子どもに対して、性の不一致や同性愛指向についておかしいものと話したり、存在しないと言ったり、笑いのネタにしたり、当然に排除されるものという扱いにする、先生の場合はそのように教えてしまう。時にはそれが暴力に発展した。</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が持ち帰ったちらしを見て、同性愛について教えるな、と学校が抗議を受けた。</li> <li>・好きな同性の子がいることがばれて、学校に行くな、と軟禁された</li> <li>・親同士で話し合い、勝手に転校を決められた</li> <li>・ゲイの息子なんていないと言われた</li> <li>・俺の息子はオカマか？と言われた</li> <li>・お前なんか死んだほうがましだと言われた</li> <li>・いやらしい！きもちわるい、と言われた</li> <li>・親にゲイ雑誌がみつかり殴られた</li> <li>・親にゲイ雑誌がみつかり家を追い出された</li> <li>・生まれて来る子がゲイなら中絶する、と公言</li> <li>・不自然、気持ち悪い、うちの家族にはいない、などの発言を繰り返す</li> <li>・無視をしたり、死んだ者として扱ったり、いなかったことにしたりする。</li> <li>・性自認や性的指向について悩む子どもに対し、正確な知識がないために親が暴力をふるい、家庭が崩壊してしまった。</li> </ul>	1				1	家庭	法務省・厚労省・内閣府・文科省・警察庁	○	○
49	A-49	<p>カミングアウトすると、そんなふうで育てたおぼえはないと否定したり、一時の気の迷いと矮小化させたり、暴力など罰を与えたり、暴言を浴びせたり、未成年者に家を出て行けと脅したり、ポルノを見せたり、結婚しろと強要したりする</p>	1				1	家庭・家庭支援	厚労省・内閣府	○	○
50	A-50	<p>父親に無理やり風俗につれていかれた</p>	1					家庭	内閣府	○	○
51	A-51	<p>セクシュアリティを理由に病院にいれられた</p>	1					家庭	法務省・厚労省	○	○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

Bライフステージ:就労期を中心として												
52	B-1	職場でレズビアンとカミングアウトしたら、「治してやる」などと言ってレイプされた			1				就労	内閣府・厚労省・警察庁	○	
53	B-2	FTMは女じゃないからいいだろ、といっておっぱいを触られた			1				就労	内閣府・厚労省・警察庁		○
54	B-3	レズビアンは女が好きなんだろうという理由でポルノ雑誌を見せられた			1				就労	内閣府・厚労省	○	
55	B-4	カミングアウトしたら、「ホモ／レズだから気をつけろ」といいふらされた			1				就労	厚労省	○	
56	B-5	高齢者介護サービスを担う仕事に就いているが、社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員、介護福祉士等の研修体制が十分でないため、LGBTであることがバレることのないよう怯える日々が続いた			1				就労	厚労省	○	○
57	B-6	【募集】就職活動の際、セクシャル・マイノリティであることをカミングアウトした途端、面接を打ち切られた。			1				就労	厚労省	○	○
58	B-7	【募集】就職活動の際、面接で子どもを産む予定があるかどうかを尋ねられ、否定した途端、面接官の態度が否定的になった。			1				就労	厚労省	○	○
59	B-8	【募集】就職活動の際、男女分けを前提としたリクルートスーツの着用が要求されることから、就活が困難になったり、業種が限られたりした。			1				就労	厚労省・経産省		○
60	B-9	【募集】就業中に望みの性での就労ができないことから、結果的にいつまでたっても就職できなかった。			1				就労	厚労省		○
61	B-10	【募集】就職活動の際、履歴書の性別に現在生活している性別を記載した結果、詐称と言われた。			1				就労	厚労省・経産省		○
62	B-11	【採用】LGBTであることをオープンにした結果、公務員や、特に、教員の採用試験で差別を受けた。			1				就労	文科省・総務省	○	○
63	B-12	【採用】教員採用試験の適性試験での性別の質問に「同性に惹かれることはあるか」「女性に生まれたかったか」などの質問項目があった。そのため精神的に苦痛を感じ、またマイナス評価を受けた。			1				就労	法務省・文科省	○	○
64	B-13	【昇進／昇格】職場での昇進・昇格に明示または黙示の結婚要件があった。			1				就労	厚労省	○	○
65	B-14	【配置】トランスジェンダーには営業をやらせないなど、セクシュアリティによる業務内容の差別があった。			1				就労	厚労省	○	○
66	B-15	【解雇】セクシュアリティを理由に解雇や内定取り消しをされたり、辞職を強要された。			1				就労	厚労省	○	○
67	B-16	【賃金】男女間の賃金格差が、女性カップルの経済的な困窮につながった。			1				就労	厚労省	○	○
68	B-17	就業規則などでLGBTに関係する差別を禁止することが明確にされておらず、差別があったのにもかかわらず、差別的にされた。			1				就労	厚労省・法務省	○	○
69	B-18	職場で不一致についておかしいものと話したり、存在しないとしたり、笑いのネタにしたり、カミングアウトした当事者を否定したりするなど、当然に排除されるものという扱いにされた。またそれへの同調圧力があつた。			1				就労	厚労省	○	○
70	B-19	カミングアウトや推測を元にして、社内に噂を広められた(アウティング)。			1				就労	厚労省	○	○
71	B-20	労働安全性が保たれないことから緊張感の高さ、メンタルの不調、強い孤独感を感じ、休職や辞職につながった。			1				就労	厚労省	○	○
72	B-21	いじめ・ハラスメントを理由とする転職を重ねた結果、非正規雇用につかざるを得ず、経済的な困窮につながった。			1				就労	厚労省	○	○
73	B-22	トランスジェンダーの学生が教職員を目指す際に、望む性での教育実習の受け入れが不可であった。			1				就労	文科省		○
74	B-23	就職活動の際、JIS履歴書・ハローワークの求職票へ性別の記載や写真の添付が要求されることから、就活が困難になったり、業種が限られたりした。			1				就労	厚労省・経産省		○
75	B-24	就職活動の際、LGBTの就活生の相談・支援機関、居場所がなかった。			1				就労	厚労省・文科	○	○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

76	B-25	就職活動の際、LGBTフレンドリーな職場を見極めるための指標がなかった。		1				就労	厚労省・経産省	○	○
77	B-26	職場にLGBTについて知識がある相談窓口がなく、相談することができなかった。		1				就労	厚労省	○	○
78	B-27	性別適合手術を受ける職員に対する、休暇や支援がなかった。		1				就労	厚労省		○
79	B-28	【懲戒・解雇】戸籍性とは別の容姿で就労しようとしたが、企業秩序維持を理由に自宅待機や異なる容姿での就労を命じられたり、懲戒・解雇されたりした。		1				就労	厚労省		○
80	B-29	更衣室・制服・社員寮・宿泊研修等での男女分けがあり、戸籍性でしか利用できないなど、特にトランスジェンダー社員への配慮がなかった。		1				就労	厚労省	○	○
81	B-30	【能力開発受講権】能力開発において、いわゆる「男性」以外はキャリアに繋がるような研修をうけることができなかった。		1				就労	厚労省	○	○
82	B-31	いじめ・ハラスメントを原因とする休職・辞職からの復帰に繋がる支援を受けることができなかった。		1				就労	厚労省	○	○
83	B-32	高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員、介護福祉士等に関して、LGBT人材を養成・確保するための職場環境の整備がない。		1				就労	厚労省	○	○
84	B-33	職場の相談窓口に必要なプライバシーポリシーがなく、アウトティングされたり、不利益な取り扱いを受けたりするかもしれないとの不安から、必要な事実を打ち明けられなかった。		1				就労	厚労省・人事院・総務省	○	○
85	B-34	LGBTの職員がいる想定・配慮がなく、職場にLGBTの職員の自助のためのネットワークや支援がなかった。		1				就労	厚労省・人事院・総務省	○	○
86	B-35	職場の健康診断で人前で服を脱がなければならず、不快な思いをした。		1				就労	厚労省・人事院・総務省	○	○
87	B-36	職場の健康診断のデータ管理についての適切なプライバシーポリシーがなく、ホルモン治療の事実が総務部の職員に知られるなどして、アウトティングにつながった。		1				就労	厚労省・人事院・総務省		○
88	B-37	キャリアセンター・地域若者サポートステーション・ハローワークなどの就労・自立支援機関の職員・相談員・ソーシャルワーカーにLGBTについての知識がなく、アウトティングなど二次被害に遭ったり、十分な支援を受けられなかったりした。		1				就労	厚労省	○	○
89	B-38	厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署の職員・相談員にLGBTについての知識がなく、アウトティングなど二次被害に遭ったり、十分な支援を受けられなかったりした。また、性的指向・性別違和に関連した差別が行われた場合に、適切な行政指導が行われなかった。		1				就労	厚労省	○	○
90	B-39	企業等に対する性の多様性に関する研修・講演会が乏しく、使用者に理解がなかった。		1				就労	厚労省	○	○
91	B-40	【募集】「男女のみ募集」という求人報告があった		1				就労	厚労省	○	○
92	B-41	使用者に対して、パートナーと共に育てている子どもの育児休業・看護休暇を取得しようとしたが、法的な親ではなく、養育していると認められないことを理由に、拒否された。		1				就労・カップル	厚労省	○	○
93	B-42	使用者に対して、パートナー(やその父母)の介護休業・介護休暇を取得しようとしたが、配偶者ではないことを理由に、拒否された。		1				就労・カップル	厚労省	○	○
94	B-43	育児・介護を理由に残業を拒否しようとしたが、法的関係がないことを理由に認められなかった。		1				就労・カップル	厚労省	○	○
95	B-44	【育児時間】使用者に対して、パートナーと共に育てている子どもについて育児時間の取得を申し込もうとしたが、法的な親ではなく養育していると認められないことを理由に拒否された。		1				就労・カップル	厚労省	○	○
96	B-45	使用者に対して、扶養手当・家族手当の給付を申し込もうとしたが、配偶者や子ではないことを理由に拒否された。		1				就労・カップル	厚労省・人事院職員給与局・総務省	○	○



性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

97	B-46	使用者に対して、パートナーによる保養所の利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。		1					就労・カップル	厚労省	○	○
98	B-47	使用者に対して、パートナーによる寮・職員住宅の利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。		1					就労・カップル	厚労省	○	○
99	B-48	使用者に対して、住宅資金の貸付を申し込もうとしたが、パートナーが親族ではないことを理由に拒否された。		1					就労・カップル	厚労省	○	○
100	B-49	【配転・出向】パートナーの介護や連れ子の育児の負担が考慮されないまま、使用者によって遠隔地への配転・出向が命じられた。		1					就労・カップル	厚労省	○	○
101	B-50	パートナーとの死別に際して、ショックで休職したことでカミングアウトせざるを得なくなったが、周囲のいたわりがなく、うつ病を発症した。		1					就労・カップル	厚労省	○	○
102	B-51	就業中に望みの性で生活をするRLE(リアル・ライフ・エクスペリエンス)実施を勤務先が認められない(性別移行の準備や、精神科医による性別適合手術のための診断書作成に必要)		1					就労	厚労省		○
103	B-52	病院でパートナーが死亡したが、診療経過や死亡原因等の診療情報を提供してもらえなかった。		1	1	1			カップル・医療・死別	厚労省医政局	○	○
104	B-53	結婚していると性別変更できない。		1	1				カップル・高齢	法務省		○
105	B-54	パートナーが業務上の理由で死亡し、使用者に対して、遺族補償の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。		1	1				就労・カップル・死別	厚労省	○	○
106	B-55	パートナーとの死別に際して、使用者に対して、死亡退職金の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。		1	1				就労・カップル・死別	厚労省	○	○
107	B-56	パートナーとの死別などに際して、使用者に対して、見舞金・慶弔金の支給を申し込もうとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。		1	1				就労・カップル・死別	厚労省	○	○
108	B-57	パートナーやパートナーの親族との死別に際して、使用者に対して、慶弔休暇・忌引を申し込もうとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。		1	1				就労・カップル・死別	厚労省	○	○
109	B-58	医療機関側が、認知症・意識不明状態の患者についての安否・治療内容などの情報を、患者の同性パートナーに提供してよいのか戸惑った。		1		1	1		医療・カップル・周囲への支援	厚労省医政局	○	○
110	B-59	認知症・意識不明状態の患者について、外科手術が必要となったが、医療機関側が、患者の同性パートナーによる同意がどこまで意味を持つのか判断に戸惑い、スムーズに治療を行うことができなかった。		1		1	1		医療・カップル・周囲への支援	厚労省医政局・法務省民事局	○	○
111	B-60	パートナーを会社の健康保険の被扶養者として加入させようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。 ※介護保険は後記		1		1			社会保障・カップル	厚労省保険局	○	○
112	B-61	パートナーを年金の3号被保険者として加入させようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。		1		1			社会保障・カップル	厚労省年金局	○	○
113	B-62	年金に加入していたパートナーとの死別に際して、遺族年金を請求しようとしたが、親族でないことを理由に拒否された。		1		1			社会保障・カップル	厚労省年金局	○	○
114	B-63	年金に加入していたパートナーとの死別に際して、死亡一時金を受給することができなかった。		1		1			社会保障・カップル	厚労省年金局	○	○
115	B-64	年金に加入していたパートナーとの関係を解消したが、パートナー関係にあった間の年金記録を分割することができなかった。		1		1			社会保障・カップル	厚労省年金局	○	○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

116	B-65	加給年金を受給することができなかった。		1		1		社会保障・カップル	厚労省年金局	○	○
117	B-66	パートナーが入院したが、病室での付き添いや看護をさせてもらうことができなかった。		1		1		医療・カップル	厚労省医政局	○	○
118	B-67	認知症・意識不明状態のパートナーが入院したが、病院・医師から安否情報の提供や治療内容の説明を受けたり、面会させてもらったりすることができなかった。		1		1		医療・カップル	厚労省医政局	○	○
119	B-68	認知症・意識不明状態のパートナーについて、外科手術が必要となったが、法律上の親族の同意が必要だと言われ、スムーズに治療を受けることができなかった。		1		1		医療・カップル	厚労省医政局・法務省民事局	○	○
120	B-69	認知症・意識不明状態の患者について、どのような治療を行うかを決める場合に、患者の同性パートナーの意向が考慮されなかったり、他の親族よりも軽視されたりした。		1		1		医療・カップル	厚労省医政局・法務省民事局	○	○
121	B-70	パートナーを扶養家族として所得税の申告をしようとしたが、親族でないことを理由に拒否された。		1				カップル	国税庁課税部	○	○
122	B-71	DVを受け、パートナーと住んでいた家から逃げ出したが、法的な夫婦でないために生活費を請求できず、経済的に困窮した。		1				カップル	法務省民事局	○	○
123	B-72	パートナーと関係を解消する際に、法的な夫婦でないために、財産分与請求が認められなかった。		1				カップル	法務省民事局	○	○
124	B-73	パートナーが認知症を発症したが、後見・保佐・補助の申し立てができなかった。		1				カップル	法務省	○	○
125	B-74	パートナーを生命保険の受取人に指定したところ、親族でないことを理由に拒否された。		1				カップル	金融庁監督局	○	○
126	B-75	パートナーを自動車保険の補償対象に申し込もうとした(運転者家族限定特約)ところ、親族でないことを理由に拒否された。		1				カップル	金融庁監督局	○	○
127	B-76	パートナーと二人で収入を合算して住宅ローンを組もうとしたところ、法定相続が生じないことを理由に拒否された。		1				カップル	金融庁監督局	○	○
128	B-77	パートナーに銀行口座の代理人カードの発給を申し込もうとしたところ、親族でないことを理由に拒否された。		1				カップル	金融庁監督局	○	○
129	B-78	パートナーを携帯電話の家族割引の対象に申し込もうとしたところ、親族でないことを理由に拒否された。		1				カップル	総務省	○	○
130	B-79	パートナーにクレジットカードの親族カードの発給を申し込もうとしたところ、親族でないことを理由に拒否された。		1				カップル	金融庁監督局	○	○
131	B-80	パートナーと結婚式を挙げようとしたところ、同性であることを理由に拒否された。		1				カップル	経産省	○	○
132	B-82	交通機関の夫婦割引を申し入れたが、法的な夫婦ではないことを理由に拒否された。		1				カップル	経産省	○	○
133	B-83	パートナーと二人の名義で住居を借りようとしたところ、ルームシェアが可能な物件にしか入居できず、年齢等の条件も含めると、入居が可能な物件が殆ど見つからなかった。		1				カップル	なし	○	○
134	B-84	パートナーが事故に遭い、携帯電話の履歴を見た救急隊から連絡を受け、安否情報の提供や病院の照会を申し入れたが、親族ではないことを理由に拒否された。		1				カップル	総務省	○	○
135	B-85	外国人のパートナーに配偶者ビザを取得させようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。		1				カップル	法務省入国管理局	○	○
136	B-86	外国人のパートナーを日本に帰化させようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。		1				カップル	法務省入国管理局	○	○
137	B-87	同性パートナーと公営住宅への入居を申し込もうとしたが、同居親族に当たらないことを理由に拒否された。		1				カップル	国土交通省住宅局・総務省	○	○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

138	B-88	同性パートナーと公団住宅への入居を申し込もうとしたが、同居親族に当たらないことを理由に拒否された。		1				カップル	国土交通省住宅局・総務省	○	○
139	B-89	夫婦同姓を選択したいが、選択できなかった。		1				カップル	法務省民事局	○	○
140	B-90	刑事・民事の裁判で証人として呼び出しを受けた場合に、同性パートナーが刑事訴追を受けるおそれがある情報についても証言を拒むことができなかった。		1				カップル	法務省刑事局	○	○
141	B-91	パートナーが殺害された場合に、その被害者として、刑事裁判で証人に尋問したり、被告人に質問したり、意見を陳述したりすることができなかった。		1				カップル	法務省刑事局	○	○
142	B-92	パートナーが殺害された場合に、遺族給付金を受けることができなかった。		1				カップル	警察庁	○	○
143	B-93	精神的にもケアが必要なときにケアしてくれるパートナーの存在を周囲に尊重されなかったり、いないものとして扱われて死にたいと思った		1				カップル	内閣府	○	○
144	B-94	養子を引き取ろうとしたが、法的な夫婦ではないことを理由に養親になることができなかった。		1				養育	法務省民事局	○	○
145	B-95	レズビアンカップルの一方が妊娠・出産したが、法的な夫婦でないために、もう一方との間に法的な親子関係が成立せず、親権等を行使することができなかった。		1				養育	法務省民事局	○	○
146	B-96	未成年の子がいると性別変更できない。		1				養育	法務省		○
147	B-97	性別違和の当事者が、安心して子どもを持つことができない。		1				養育	内閣府・厚労省		○
148	B-98	里親への認定基準に適合し、登録が認められたが、男性であることや同性カップルであることを理由に、里子の委託がされることがなかった。		1				養育	厚労省	○	○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

Cライフステージ: 高齢期											
149	C-1	高齢者福祉でも男女分けのはっきりさせた機関では性別違和に対する配慮不足がみられる。			1			高齢	内閣府・厚労省		○
150	C-2	コミュニティ内での人との契約が果たされず、消費者被害を受けたが、コミュニティと関わりがあることについて明るみにできることを恐れ、被害に対する支援を申し出たり、支援を受けることができなかった	1	1	1			高齢	消費者庁	○	○
151	C-3	ITに詳しくないため、当事者コミュニティやサービスに接続できず、孤立しつづけていた			1			高齢	文科省	○	○
152	C-4	地域で偏見にさらされたり、噂を立てられることを恐れ、高齢LGBTが地域活動に踏み出せなかった			1			高齢	内閣府・厚労省	○	○
153	C-5	高齢LGBTが地方で生きていくのに際し、自治体や当事者団体から適切なアドバイスがなされず、結局当事者コミュニティが構築されている都市に移住せざるを得なかった			1			高齢	内閣府・総務省	○	○
154	C-6	仕事ばかりに打ち込んできたLGBTが、退職時などのタイミングで、子どもはもちろん、パートナーもおらず、たちまち孤立無縁となり、生き甲斐も見失った			1			高齢	内閣府・文科省	○	○
155	C-7	高齢LGBTが差別を恐れずに安心して通える社会福祉施設(デイケア)がなく、サービスを受けられなかった			1			高齢	内閣府・総務省・厚労省	○	○
156	C-8	高齢福祉施設で虐待を受けた高齢LGBTに対する適切な支援が受けられなかった			1			高齢	厚労省	○	○
157	C-9	成年後見制度において、LGBTフレンドリーな後見人が育成されておらず、制度を利用することが難しかった			1			高齢	法務省	○	○
158	C-10	子どもがいないため、半ば自動的に司法書士などが成年後見人になってしまったが、当事者に理解が無く意思疎通が十分にできなかった。			1			高齢	法務省	○	○
159	C-11	高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員、介護福祉士等に知識が無く、LGBTであることに気味悪がられ、トラウマとなった			1			高齢	厚労省	○	○
160	C-12	家庭で虐待を受けた高齢LGBTに対する適切な支援が受けられなかった			1			高齢	厚労省	○	○
161	C-13	パートナーとの死別に際して、臓器提供を望まなかったが、遺族ではないことを理由にその意志が考慮されなかった。			1			死別	厚労省	○	○
162	C-14	パートナーとの死別に際して、相方を祭祀承継者とする有効な遺言がなく、パートナーの家族から喪主になることやお骨の引き渡しを拒否された。			1			死別	法務省	○	○
163	C-15	パートナーとの死別に際して、親族から葬儀への参列を拒否された。			1			死別	法務省	○	○
164	C-16	パートナーとの死別に際して、献体を望まなかった(望んだ)が、その意志が考慮されなかった。			1			死別	厚労省	○	○
165	C-17	パートナーの不慮の死に際して、親族ではないことを理由に、身元確認を行うことができなかった。			1			死別	総務省	○	○
166	C-18	パートナーの不慮の死に際して、親族ではないことを理由に、身元の確認ができたが、遺体と面会することができなかった。			1			死別	総務省	○	○
167	C-19	パートナーとの死別に際して、墓がなかったが、墓園を申し込むことができなかった。			1			死別	総務省・厚労省	○	○
168	C-20	パートナーとの死別に際して、遺言状を作成しておらず、または遺言状に不備があったため、相方の名義で所有または賃貸していた住居から退去しなければならなくなった。			1			相続	法務省民事局	○	○
169	C-21	パートナーとの死別に際して、遺言状を作成しておらず、または遺言状に不備があったため、相方の財産を相続できなかった。			1			相続	法務省民事局	○	○
170	C-22	パートナーとの死別に際して、相手方名義の電話加入権を相続できず、電話番号を変更しなければならなくなった。			1			相続	法務省民事局	○	○
171	C-23	パートナーとの死別に際して、生前一緒に築いてきた財産を、共有のものだと立証できず、親族に奪われた。			1			相続	法務省	○	○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

172	C-24	パートナーとの死別に際して、財産を総て譲り受ける旨の遺言状が存在したが、パートナーの親から多額の遺留分を請求された。			1			相続	法務省民事局	○	○
173	C-25	パートナーとの死別に際して、財産を総て譲り受ける旨の遺言状が存在したが、パートナーの親族が遺言状の効力を争い、財産を奪われた。			1			相続	法務省民事局	○	○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

D生涯											
174	D-1	意思決定機関にLGBTに理解がある人がおらず、LGBTフレンドリーな施策が行われてこなかった				1		政策決定	関係省庁	○	○
175	D-2	支援施策を検討する審議会などLGBTについて理解している団体が入っていないため、ニーズが把握されていなかった				1		政策決定	内閣府・消費者庁・法務省・厚労省・総務省・外務省・国土交通省・その他関係省庁	○	○
176	D-3	【差別・暴力・ハラスメント(家庭内・当事者)】 ・異性愛を前提としてそれ以外は認めない、不自然、気持ち悪い、うちの家族にはいない、などの発言を繰り返す ・家庭内で差別的な言葉を繰り返しがつけられ、メンタルヘルスを悪化させた ・無視をしたり、死んだ者として扱ったり、いなかったことにしたりする。 ・セクシュアリティが非典型であることについて、親の言うことをきかないといって叱ったり、暴力など罰を与えたり、暴言を浴びせたり、未成年者に家を出て行けと脅したり、責めたりする				1		家庭	厚労省・法務省・内閣府・警察庁	○	○
177	D-4	パスポートに記載する性別が戸籍に基づくため、出入国の際や海外で不審に思われたり別人と思われて、空港などで出入国審査に時間を要したり、拒否されることがある。				1		国際	外務省		○
178	D-5	パスポートの性別欄に、トランスジェンダーやXジェンダーなどのための「X」記載が認められていないため、出入国の際や海外で不審に思われたり別人と思われて、空港などで出入国審査に時間を要したり、拒否されることがある。(海外では認めている国もある)。				1		国際	外務省		○
179	D-6	【差別・暴力・ハラスメント(地域)】 ・同性愛を責めたり、批難し、近隣にその話題を広めたり、そのことを起因として地域社会の構成員として認めないような発言をしたり、一人前でないといった発言をする ・性の不一致を責めたり、批難し、近隣にその話題を広めたり、そのことを起因として地域社会の構成員として認めないような発言をしたり、一人前でないといった発言をする ・地域で差別的な噂を流され、メンタルヘルスを悪化させた ・地域活動に誘わなかったり、無視をしたり、挨拶をしないなど ・同性愛指向についておかしいもの話したり、存在しないとしたり、笑いのネタにしたり、当然に排除されるものという扱いにする				1		地域格差	総務省・法務省・内閣府・警察庁		○
180	D-7	(特に地方では)差別が厳しく、当事者の居場所もなく、同じ悩みを抱えているLGBTの当事者ともつながることができず、友人や恋人を見つけることが困難で孤立していた				1		地域格差	総務省・厚労省	○	○
181	D-8	地方では特に周囲に性的指向や性自認等が非典型であることをカミングアウトしづらく、心から打ち解けた話ができない。				1		地域格差	総務省	○	○
182	D-9	当事者の抱える困難や差別の実態について調査(特に量的調査)や統計が不足しており、問題の深刻さや政策的対処の必要性を、行政や議会に認識してもらいにくい。				1		政策決定	内閣府・総務省・文科省・厚労省・その他関係省庁	○	○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

183	D-10	【差別・暴力・ハラスメント(メディア)】 ・性の不一致についておかしいものと話したり、存在しないとしたり、笑いのネタにしたり、当然に排除されるものという扱いにする、カミングアウトした当事者に対しても否定したりした。 ・同性愛指向についておかしいものと話したり、存在しないとしたり、笑いのネタにしたり、当然に排除されるものという扱いにする ・差別的表現により傷つけられるだけでなく、周囲からのいじめや差別の原因となった ・メディアに流布する差別的情報による、メンタルヘルスの悪化を招いた ・性自認や性的指向についての誤った知識をもとに、面白半分テレビや週刊誌が報道している				1		メディア	総務省・法務省・内閣府・警察庁			○
184	D-11	マスメディアからLGBTに差別的な表現が流されて傷つけられた。またそれが周囲からのいじめや差別のもとになっていた。				1		メディア・自治体・地域	総務省・内閣府			○
185	D-12	健康保険の診療報酬で定められている手術技法であっても、性同一性障害の治療に使用される際に、診療報酬の対象となるかどうか明確な通知がない。このため、医療機関によって扱いが異なったり、負担が大きくなることもある。				1		医療	厚労省			○
186	D-13	診療報酬で定められていない性同一性障害治療における性別適合手術について、健康保険の対象外となっている。このため多額の自己負担が必要となる。またこのために国内で性別適合手術手術ができる医療機関の数が大幅に不足している。そうしたことから、安全性に乏しい医療機関で手術をしたことによる死亡事故も起きている。また手術を受けに海外に行くケースも多く、多額の負担と、手術後のアフターケアに問題を生じるケースも少なくない。				1		医療	厚労省			○
187	D-14	性同一性障害のホルモン療法に対して健康保険が適用されず、十分な診療が受けられなかったり、経済的負担が大きい。				1		医療	厚労省			○
188	D-15	性同一性障害の診断を確定するためや体調維持のために行う、染色体検査やホルモン値検査について、診療報酬の対象となるかどうか、厚生労働省から明確な通知がなされていない。このため、医療機関によって扱いが異なったり、負担が大きくなることもある。				1		医療	厚労省			○
189	D-16	性別適合手術を終えている性同一性障害当事者でも、戸籍の性別変更前は、保険証の性別が現在の身体の状態と一致しないため、さまざまな病気等の際に受診に支障を来すことがある。				1		医療	厚労省			○
190	D-17	LGBTの医療ニーズに沿った、安心して受診できる医療機関が地域にない				1		医療	内閣府・厚労省			
191	D-18	受付でのぞまない性別の名前で呼ばれたり、婦人科など性別に特化した病院が利用しづらい、入院が望まない性の共同部屋になったりした				1		医療	厚労省・内閣府			○
192	D-19	性的指向および性自認に基づく暴力やメンタルヘルス悪化				1		医療	内閣府・厚労省		○	○
193	D-20	生まれながらに男女に峻別しにくい身体状態にある当事者と保護者に対して、説明が十分になされていない。				1		医療・身体の性	内閣府・厚労省・法務省			○
194	D-21	性同一性障害であることを理由に「どう対応したらわからない」と言われ、救急車で搬送されるまでに時間がかかってしまった				1		医療	厚労省			○
195	D-22	海外で性別適合手術を行い帰国した。術後ケアをしてくれる病院を探しているが、きちんと見てくれる病院が無い。				1		医療	厚労省			○
196	D-23	性同一性障害について相談できる医療機関が身近になく、夜行バスで通院しているが貯金が底をついた。				1		医療	厚労省			○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

197	D-24	性同一性障害についてホルモン療法をしてくれる病院が見つからず、インターネットで個人輸入した薬を飲んだら副作用が出た。				1		医療	厚労省		○
198	D-25	性同一性障害について、きちんとした入院施設のない病院で手術を受けた当事者が死亡した。				1		医療	厚労省		○
199	D-26	性的指向を打ち明けたら、そんな不道德な生き方はよくないと産婦人科や泌尿器科で説教をされて傷ついた。				1		医療	厚労省	○	○
200	D-27	同性間性接触の際に、どのような性感染症リスクがあるのかを学校では習わなかった。				1		医療	文科省・厚労省	○	○
201	D-28	HIV/AIDS検査を受けようとしたが、自分が性的少数者であることを話しても安全なのかわからない。				1		医療	厚労省	○	○
202	D-29	男性がレイプ被害を受けても、加害者に強姦罪が適用されない				1		暴力	法務省	○	○
203	D-30	結婚や転籍などにより新戸籍が編制されても、戸籍の身分事項に性別変更を示す条文が記載され、性別変更がわかってしまう。このため、就職・転職等で差別を受けることがある。				1		行政サービス	法務省		○
204	D-31	公文書に不要な性別欄が残っている自治体が少なくない(総務省が自治体任せとなっている)。そのため必要な行政サービスや民間サービスが受けられないことがある。				1		行政サービス	総務省		○
205	D-32	印鑑登録証明書に性別欄が残る自治体が少なくない。そのため不動産や自動車の売買、会社登記等に支障を来すことがある。このことは、社会全体では経済的活力を低下させている。				1		行政サービス	総務省		○
206	D-33	住民票の写しが、性別を削除した形では交付申請できない。				1		行政サービス	総務省		○
207	D-34	導入準備中のマイナンバー(個人番号)カードの表面に性別欄が記載されるため、名前や見た目と合わないと思われて、差別を生じたり、本人確認が必要なさまざまな場面で支障を来すことがある。				1		行政サービス	総務省		○
208	D-35	選挙の際、投票所入場券や、担当者が各投票所で確認する選挙人名簿に性別欄があるため、見た目との不一致により、本人かどうかの確認で不快な質問をされたり、周囲の人に戸籍の性別がわかってしまったりする。また、投票所で性別確認ボタンを押され、青(赤)色のランプが点灯したことで、戸籍上の性別が周囲に知られてしまい、プライバシーが侵害された。またそのために投票に行きづらく、ついには行かなくなってしまった	1	1	1			行政サービス・就労・高齢	総務省		○
209	D-36	本人確認が必要な状況で身分証明書の性別(戸籍性)と見た目の性が一致せず、もめることがある。(例:役所窓口、試験会場、警察、郵便物受取)				1		行政サービス・地域	内閣府・総務省		○
210	D-37	性同一性障害の治療を受ける等して、外見の性別は望みの性別に近づいたが、戸籍変更は要件が厳しいためにできない当事者がいる。書類上の性別欄が、さまざまな社会的活動を不便にしている。				1		行政サービス・地域	総務省・厚労省・法務省・その他関係省庁		○
211	D-38	住民票の性別記載のために、住居を借りる際に大家から断られた。				1		行政サービス・地域	総務省・内閣府		○
212	D-39	性的指向や性自認の問題について、職員に相談しようか迷っているが、職員に正確な知識があるかどうか不安なので躊躇っている。電話相談サービスや、ケースワーカーとのやりとりで本当のことを話してよいかわからない。言えない。				1		行政サービス・地域	総務省		○



性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

213	D-40	性別違和感をもつ人のための診断はもちろんのこと、相談やサポートをするための社会資源も不足していた				1		行政サービス・地域・社会保障	内閣府・厚労省			○
214	D-41	障がい福祉でも男女分けのはっきりさせた機関では性別不一致に対する配慮不足がみられる。				1		社会保障	内閣府・厚労省			○
215	D-42	性自認が見た目の性別とは違って見えたためにサービスや商品が利用できないこともあった(公衆浴場、温泉、女性用下着の試着室など)。				1		民間サービス	内閣府、経済産業省			○
216	D-43	法的な結婚をしていないため、結婚をすすめられたり、結婚や出産をしていないと一人前ではないというような話をされる				1		暴力	厚労省・内閣府	○		○
217	D-44	マイレージクラブなど会員証に不要な性別欄があるため、見た目の性別と違っていると、別人と疑われたり、サービスを利用しにくい。				1		民間サービス	経産省			○
218	D-45	戸籍性の姿を強制される。(長髪を切られる/スカートをはかせられる、など)	1	1		1	1	暴力・家族支援	内閣府・文部科学省・厚労省			○
219	D-46	戸籍性の姿であるべきだという考えを前提にして、別の装いをするに対して批難したり、戸籍性の服装にするように強要された				1		暴力	内閣府・総務省			○
220	D-47	性同一性障害で、戸籍上の性別を男性から女性に変更した人が、ゴルフ場の会員になりたいと申し込んだが、性別変更を理由に断られた。		1	1	1		民間サービス	内閣府・経産省			○
221	D-48	被收容者の処遇： ホルモン療法を行っている当事者がその治療を継続できなかったり、性同一性障害に十分な知識と経験がない医師が下した処方によることある。				1		被收容者の処遇	法務省			○
222	D-49	性別違和を持つ被收容者の処遇： 性別適合手術を受け、身体の外見変更を行っている者でも、外見の性別ではなく戸籍の性別で収容施設を分けられてしまう。				1		被收容者の処遇	法務省			○
223	D-50	性別違和を持つ被收容者の処遇： 性別違和を持つ被收容者が、性別違和がない被收容者と同室に収容されることが多く、男女同室に似た諸問題を生じることがある。				1		被收容者の処遇	法務省			○
224	D-51	性同一性障害を持つ被收容者の処遇： 精神科医師による診察があっても、性同一性障害に十分な知識と経験を積んだ医師でないことがある。				1		被收容者の処遇	法務省			○
225	D-52	性同一性障害を持つ被收容者の処遇： 当事者の処遇が、性同一性障害に十分な知識と経験を積んだ医師や、日本精神神経学会性同一性障害委員会および性同一性障害学会、当事者団体など関連団体からの意見を参考にすることなく決められることがある。				1		被收容者の処遇	法務省			○
226	D-53	性別違和を持つ被收容者の処遇： 入国管理局の収容施設についても矯正施設と同様の問題がある。				1		被收容者の処遇	法務省			○
227	D-54	同性愛者であることを理由に警察から暴力を振るわれた/暴言をはかれた。				1		刑事拘禁	警察庁	○		○
228	D-55	警察で取り調べをうけていた時に、セクマイであることを伝えると/発覚すると、事件と関係ないのに、性体験についていろいろと質問された。				1		刑事拘禁	警察庁	○		○
229	D-56	刑事拘禁施設(留置場、拘留所、少年院)で自分の性自認とは違う性別の施設に収容された				1		刑事拘禁	法務省	○		○
230	D-57	刑事拘禁施設において、ホルモン投与等の継続性がある治療を受けられなかった。				1		刑事拘禁	法務省	○		○
231	D-58	刑事拘禁施設において、ゲイ雑誌の差し入れを拒否された				1		刑事拘禁	法務省	○		○
232	D-59	パートナーのいる刑事拘禁施設へ面会にいったところ、法律上の家族でないことを理由に、面会を妨害された。				1		刑事拘禁	法務省	○		○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

233	D-60	パートナーが逮捕された場合に、身柄の所在などについて拘留所から情報を提供してもらうことができなかった。	1				刑事拘禁・カップル	警察庁	○	○
234	D-61	パートナーが覚せい剤所持で逮捕された場合に、その相方が、共同生活ではなく覚せい剤の共同使用を目的に同棲していると誤解され、任意同行を求められた。	1				刑事拘禁・カップル	警察庁	○	○
235	D-62	パートナーが逮捕された場合に、その相方が自ら弁護人を選任することができなかった。	1				刑事拘禁・カップル	法務省刑事局	○	○
236	D-63	パートナーが逮捕された後勾留され、弁護人を付けていない場合に、その相方が勾留された旨の通知を受けることができなかった。	1				刑事拘禁・カップル	法務省刑事局	○	○
237	D-64	パートナーが勾留された場合に、その相方が勾留の理由を開示するように申し立てることができなかった。	1				刑事拘禁・カップル	法務省刑事局	○	○
238	D-65	パートナーが勾留された場合に、嫌疑が晴れるなど勾留の理由や必要性がなくなったにもかかわらず、その相方からは勾留の取り消しを請求することができなかった。	1				刑事拘禁・カップル	法務省刑事局	○	○
239	D-66	パートナーが勾留された場合に、その相方からは保釈の請求をすることができなかった。	1				刑事拘禁・カップル	法務省刑事局	○	○
240	D-67	セクシュアリティに関係する講演会の会場として公共施設に申し込んだところ、利用を拒否された。			1		社会運動	総務省	○	○
241	D-68	デモ行進を申請したところ、許可がおりなかった			1		社会運動	警察庁	○	○
242	D-69	セクマイの権利擁護のデモ行進中に、反対派の運動団体から暴行され、けがを負った。			1		社会運動	警察庁	○	○
243	D-70	セクマイであることを理由に難民申請をしたが、不認定となった。			1		難民	法務省	○	○
244	D-71	セクマイであることを理由に在留特別許可を求めたが認められなかった。			1		難民	法務省	○	○
245	D-72	セクマイであることを理由に入国管理局施設で暴力を受けた。			1		難民	法務省	○	○
246	D-73	入管施設収容中にホルモン投与などの適切な治療が行えなかった。			1		難民	法務省		○
247	D-74	スポーツ大会において、自己の性自認にもとづく処遇を受けられなかった。			1		文化的生活	文科省		○
248	D-75	スポーツ大会へのエントリーの際に、遺伝子検査を要求され、ISであることを理由に参加を拒否された。			1		文化的生活・身体の性	文科省		○
249	D-76	セクマイに対する差別や憎悪を扇動する横断幕を掲げられた。			1		文化的生活	法務省・警察庁	○	○
250	D-77	公共の入浴施設において、性別移行期にあることを理由に利用を拒否された。			1		文化的生活	厚労省		○
251	D-78	法的に性別を変更しないまま、海外旅行へ行こうとしたところ、パスポートの性別と見た目の違いを理由に、予約が破棄された。			1		生涯・身体の性	外務省		○
252	D-79	戸籍の性別が男性でクラインフェルター症である場合に、女性の更年期障害のような症状の治療として女性ホルモンを投与したが、男性であるため健康保険が適用されずに実費支払いとなった。			1		生涯・身体の性	厚労省		○

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(初版)／2015.4.4  
 (C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

E 周囲への支援											
253	E-1	子どもがLGBTであることが職場に広まり、「育て方が悪い」「親の人間性を疑う」「親も当事者では」などあらぬ噂が広がり、ハラスメントを受けてしまった					1	家族支援	厚労省・警察庁	○	○
254	E-2	高齢者向け施設に入った方の家族にLGBTがいたことから、入院施設や介護施設の人に「精神異常では」などと言われ、施設に入った当事者の家族が、家族ともども嫌われてしまった					1	家族支援	厚労省	○	○
255	E-3	性別違和について、おかしいものと話したり、存在しないとしたり、貶めたり、蔑んだりする					1	家族支援	内閣府		○
256	E-4	性自認や性的指向について家族から理解されず、家を飛び出して事実上ホームレス状態となった。					1	家族支援	厚労省	○	○
257	E-5	当事者と家族が性自認や性的指向について周囲に相談することができず、家族だけ孤立してしまった。					1	家族支援	法務省・厚労省・内閣府	○	○
258	E-6	教員側が、LGBTについて、学齢期別に伝えるためのカリキュラムと教材・指導案がなく、適切な指導をすることができなかった。		1			1	就労・周囲への支援	文科省	○	○
259	E-7	教員がLGBTについて学校で扱った結果、保護者や教育行政の職員、他の教員などからクレームを受け、処分を受けた。		1			1	就労・周囲への支援	文科省	○	○